様式8の2

ニコチン依存症管理料に係る報告書

			<u>報告年月日:</u>	年7月	<u></u>
本管理料を	算定した患者	数	6	<u> </u>	Ø
(期間:	年7月~	年3月)		D	10

①のうち、当該期間後の6月末日までに12週間にわたる計5回の禁煙治療を終了した者	2	名
②のうち、禁煙に成功した者	3	名
5回の指導を最後まで行わずに治療を中止した者(①-②)のうち、中止期間に禁煙していた者	4	名

喫煙を止めたものの割合=	(3+4) /1		%
--------------	----------	--	---

[記載上の注意点]

- 1 「本管理料を算定した患者数」欄は、ニコチン依存症管理料の初回点数を算定した患者数を計上すること。
- 2 「②のうち、禁煙に成功した者」欄は、12週間にわたる計5回の禁煙治療の終了時点で、4週間以上の禁煙に成功している者を計上すること。

なお、禁煙の成功を判断する際には、呼気一酸化炭素濃度測定器を用いて喫煙の有無を確認すること。

在宅療養支援歯科診療所に係る報告書

1 直近1年間に在宅歯科療養を担当した患者について								
・ 合計患者数・ 平均診療期間 (名)ヶ月							
2 直近3ヶ月の歯科訪問	診療の実施回数について							
歯科訪問診療の回数の合計	歯科訪問診療 1	歯科訪問診療 2						
	回	□						
後期高齢者在宅療養口腔機 能管理料の算定状況								

- 1 「1」の在宅歯科療養を担当した患者数は、当該患者の在宅での歯科診療に係る療養を担う保険医として担当している患者数を記入すること。
- 2 「1」の平均診療期間は、当該患者の在宅での歯科診療に係る療養を担う保険医 として診療している患者について、患者1人当たりの在宅歯科診療を開始してから の平均診療期間を月単位で記載すること。
- 3 「2」は、当該患者の在宅での歯科診療に係る療養を行う保険医として担当している患者に対して実施した歯科訪問診療の回数、歯科訪問診療料1の算定回数及び歯科訪問診療料2の算定回数を記載すること。

画像診断管理加算1 画像診断管理加算2

の施設基準に係る届出書添付書類 ※該当する届出事項を〇で囲むこと。

常勤医	師の氏名		経験年数	
核医学診断、CT	撮影及びMRI撮影に係る	事項		
	当該保険医療機関における実施件数		うち画像診断を専ら技 常勤医師の下に画像性 理を行った件数	*
核医学診断	1	件		件
		''		''
C T撮影及びM R I 撮影	2	件		件
撮影		件	項	
撮影	② ンピューター断層診断に係 うち画像診断を専ら担当 常勤医師が診断を翌診療行った件数	件の事		
撮影	ンピューター断層診断に係 うち画像診断を専ら担当 常勤医師が診断を翌診療	件の事がまるま		
撮影 核医学診断及びコ	ンピューター断層診断に係 うち画像診断を専ら担当 常勤医師が診断を翌診療 行った件数	件の事のおまれて	でに	

- 1 「2」の常勤医師については、該当するすべての医師について記載すること。また、当 該医師の経歴(当該医師が専ら画像診断を担当した経験、勤務状況等がわかるもの)を添 付すること。
- 2 「2」に専門医の氏名を記入する場合には、氏名の下に「(専門医)」と記入すること。 また、団体による認定証等の写しを添付すること。
- 3 「3」及び「4」については、届出前3か月間の件数を記入すること。
- 4 画像診断管理加算1の届出を行う場合にあっては、「3」及び「4」は記載する必要は ないこと。

エタノールの局所注入の施設基準に係る届出書添付書類 (副甲状腺に対するもの)

1	担当する医師に関する事項	頁	
	氏	ጀ	
	副甲状腺の治療に係る経験	倹年数(5年以上)	 Ē
2	当該療法を行うために必要	要な器械・器具	
	ラードプラエコー 像度7. 5 Mhz以上)		

[記載上の注意]

「2」については、機器名、解像度等、当該療法を実施するにつき十分な性能を有していることがわかる内容を記載すること。

両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別						
	・新規届出 (実績期間 ・再度の届出(実績期間		月~ 月~				
2	標榜診療科(施設基準に係る	 る標榜 [:]	科名を記	 入する	こと。)		
							科
3	3 心臓電気生理学的検査の実施症例数 うち、心室性頻拍性不整脈症例に対するもの						
4	4 開心術及び冠動脈、大動脈バイパス移植術の実施症例数 ペースメーカー移植術の実施症例数						例 例
5 体外式を含む補助人工心臓等を用いた重症心不全治療の経験症例数							例
6	当該診療科の医師の氏名等						
	常勤医師の氏名		診療	科名		所定の研修終こ	了年月日
7	当該保険医療機関内で必要な (一般・血液学的検査	\$検査 的名称		実施で	きる機器		認番号)
	・ 生化学的検査・ 画 像 診 断						

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に心臓電気生理学的検査が25例以上 (うち心室性頻拍性不整脈症例が3例以上)、再度の届出の場合には実績期間内に心 臓電気生理学的検査が50例以上(うち心室性頻拍性不整脈症例が5例以上)が必要で あること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名) を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」は、新規届出の場合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて25例、かつ、ペースメーカー移植術を5例以上、再度の届出の場合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて50例、かつ、ペースメーカー移植術を10例以上が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「5」は、十分な経験のある施設であることがわかるように、実績期間における症例数をすべて記入すること。また、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 5 「6」の常勤医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する常勤医師であるかについて備考欄に記載すること。
 - 循環器科の常勤医師
 - ・心臓血管外科の常勤医師
 - ・所定の研修を終了している当該診療科の常勤医師 また、当該常勤医師の経歴(当該病院での勤務期間、循環器科又は心臓血管外科の 経験年数及び所定の研修終了の有無がわかるもの)を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別						
	▪ 新規届出 (実績期間	ケ	∃ ~	午	E)		
	・ 再度の届出(実績期間		月~				
	- 丹及の油山(天積期间	+	д	+	Д		
2		ス煙焼き	別々た記	ユ オス	- レ)		
_	保伤的保什(加政签字)。除	る 1示 1万 1	የተወረጨ	入りる	 _ , /		
							斗
3	心臓電気生理学的検査の実	施症例	数			伢	āJ
	うち、心室性頻拍性不整	脈症例(こ対する	もの		伢	āJ
4	開心術又は冠動脈、大動脈	バイパ	ス移植術	の実施	症例数	伢	ā]
	ペースメーカー移植術の実	施症例	数			例	i]
5	当該診療科の医師の氏名等						
Ľ		<u> </u>					
	常勤医師の氏名		診療	科名		所定の研修終了年	月日
6	当該保険医療機関内で必要			実施で	きる機器		
	(一般	な検査 ⁽ 设的名称		実施で	きる機器	(承認番号)	
				実施で	きる機器		
((一般			実施で	きる機器		
((一般 1) 血液学的検査 2) 生化学的検査			実施で	きる機器		
((一船1) 血液学的検査			実施で	きる機器		

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に心臓電気生理学的検査が25例以上 (うち心室性頻拍性不整脈症例が3例以上)、再度の届出の場合には実績期間内 に心臓電気生理学的検査が50例以上(うち心室性頻拍性不整脈症例が5例以上) が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年 齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」は、新規届出の場合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス 移植術を合わせて15例、かつ、ペースメーカー移植術を5例以上、再度の届出の場 合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて30例、か つ、ペースメーカー移植術を10例以上が必要であること。また、当該症例一覧(実 施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付する こと。
- 4 「5」の常勤医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する常勤医師であるかについて備考欄に記載すること。
 - 循環器科の常勤医師
 - ・心臓血管外科の常勤医師
 - ・所定の研修を終了している当該診療科の常勤医師 また、当該常勤医師の経歴(当該病院での勤務期間、循環器科又は心臓血管外科 の経験年数及び所定の研修終了の有無がわかるもの)を添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能 付き埋込型除細動器交換術の施設基準に係る届出書添付書類

1							
	届出種別						
	•新規届出 (実績期間	年	月~	年	月)		
	・再度の届出(実績期間		 月~				
2	標榜診療科(施設基準に	系る標榜	科名を記	入する	こと。)		
						9	枓
							7
3	心臓電気生理学的検査数					1	列
	うち、心室性頻拍性不	整脈症例	に対する	もの		1	列
4	開心術又は冠動脈、大動脈			の実施	症例数	·	列 - ·
	ペースメーカー移植術の	実施症例	数			1	列
5	当該診療科の常勤医師の氏名	 3.等					
	常勤医師の氏名		診療科	名		所定の研修終了年月日	3
	坐≒≠/尺险医债機阻由否必要 ≠		《兴庄宝坛	でキヱサ			
6	当該保険医療機関内で必要な			できる材	**************************************	(承認番号)	
	当該保険医療機関内で必要な1) 血液学的検査	よ検査等か (一般的		ごできるが	後 器	(承認番号)	
				できる材	送器	(承認番号)	
(できる材	雙器	(承認番号)	
(1) 血液学的検査 2) 生化学的検査			できる材	後 器	(承認番号)	
(1) 血液学的検査			ごできるが	後 器	(承認番号)	

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に心臓電気生理学的検査が25例以上(うち心室 性頻拍性不整脈症例が3例以上)、再度の届出の場合には実績期間内に心臓電気生理学的検 査が50例以上(うち心室性頻拍性不整脈症例が5例以上)が必要であること。また、当該症 例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付す ること。
- 3 「4」は、新規届出の場合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて15例、かつ、ペースメーカー移植術を5例以上、再度の届出の場合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて30例、かつ、ペースメーカー移植術を10例以上が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「5」の常勤医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付する こと。なお、次のいずれに該当する常勤医師であるかについて備考欄に記載すること。
 - 循環器科の常勤医師
 - ・心臓血管外科の常勤医師
 - ・所定の研修を終了している常勤医師

また、当該常勤医師の経歴(当該病院での勤務期間、循環器科及び心臓血管外科の経験年数及び所定の研修終了の有無がわかるもの)を添付すること。

5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

生体腎移植術の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別						
	・新規届出 (・再度の届出(月三月	~ 年 ~ 年	月) 月)		
2	標榜診療科(当	該手術を担当す	⁻ る科名)			
							科
3	腎尿路系手術(К757からк	823	- 2 まで)	の実施数		例
4	生体腎移植術を	担当する診療科	の医師	の氏名等	(2名以上)		
常	労勤医師の氏名	診療科名	死	区体腎移植	の経験症例数	生体腎移植の経	験症例数

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に5例以上、再度の届出の場合には実績期間内に 10例以上が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」は、次の常勤医師について記載すること。
 - ・生体腎移植術を担当する診療科の常勤医師
 - 生体腎移植術を担当する診療科の常勤医師のうち、死体腎移植の経験を有する常勤医師
 - ・生体腎移植術を担当する診療科の常勤医師のうち、生体腎移植術の経験を有する常勤医師 また、当該常勤医師の経歴(当該病院での勤務期間がわかるもの)を添付すること。
- 4 世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指 針及び日本移植学会「生体腎移植ガイドライン」を遵守する旨の文書(様式任意)を添付する こと。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

様式72

医科点数表第2表第10部手術の通則の5 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。) 及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出書添付書類

1. 次の事項を満たしている場合には、〇を付けること。

ア 手術(医科点数表第2表第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術を含む当該保険医療機関において実施する全ての手術)を受ける全ての患者に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者から要望のあった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供している。

イ アにより説明した内容について、患者に文書(書式様式は任意)で交付 するとともに、当該交付した文書を診療録に添付している。

- 2. 院内掲示をする手術件数
 - 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	
1	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

・区分2に分類される手術

手術の件数

	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 113 - 7 11 224
ア	靱帯断裂形成手術等	
1	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
才	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
+	同種死体腎移植術等	

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	
乳児外科施設基準対象手術	
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを 含む。) 及び体外循環を要する手術	
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	

- 備考 1. 院内掲示する文書の写しを添付すること。
 - 2. 同種腎移植術等(移植用腎採取術(生体)及び同種腎移植術をいう。)の実施について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会「生体腎移植実施までの手順」を遵守する旨の文書(様式任意)を添付すること。